

岐阜県児童養護施設入所児童等育成支援事業費補助金交付要綱

(総則)

第1条 県は、児童の豊かな情緒や自己肯定感を育てる機会を提供するため、児童養護施設等の長が習い事を受講する児童を支援する事業（以下「補助対象事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次のいずれかに該当する者であって、自らが保護し、委託され、又は入所させる児童（以下「入所児童等」という。）の習い事に係る経費を負担しているものとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第23条第1項の母子生活支援施設の長
- (2) 法第27条第1項第3号の小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は乳児院、児童養護施設若しくは児童心理治療施設の長
- (3) 法第33条の6第1項の児童自立生活援助事業を行う者

(欠格事由)

第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、基準額及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。

- 3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。
- 4 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助金の交付の条件）

第6条 補助金の交付の決定をする場合に付ける条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象事業の内容の変更をする場合（20%未満の減額を除く。）は、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - (3) 補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその旨を知事に報告し、その指示を受けること。
- 2 前項第1号及び第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 前項第1号の承認 事業内容変更承認申請書（別記第2号様式）
 - (2) 前項第2号の承認 事業中止（廃止）承認申請書（別記第3号様式）

（状況報告）

第7条 補助事業者は、知事が必要と認める場合には、その指示に従い、事業の遂行状況を報告しなければならない。

（実績報告）

第8条 実績報告書の様式は、別記第4号様式のとおりとする。

- 2 実績報告書には、別記第4号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日（廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。）から起算して30日を経過した日又は補助対象事業の完了の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（補助金の交付の時期等）

第9条 この補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、知事が補助金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付できるものとする。

- 2 補助事業者は、別に知事が指定するところにより別記第5号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

（暴力団の排除）

第10条 規則第4条の申請があった場合において、当該申請をした者が第3条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

- 2 知事は、規則第5条の規定による交付決定をした後において、当該交付決定を受けた者が第3条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

（書類、帳簿の保存期間）

第11条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、知事が別に定める。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第12条 補助事業者は、補助対象事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により補

助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）には、その確定額を速やかに知事に報告しなければならない。ただし、補助金の交付申請時に第 5 条第 4 項の規定により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請した場合は、この限りでない。

- 2 知事は、前項の規定による報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額に相当する額の全部又は一部を県に返還させることができる。

（その他）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	基準額	補助金の額
3歳以上の入所児童等に係る習い事（音楽、書道、生花、茶道、そろばん、外国語会話、スポーツ、健康その他の教養又は技能の教授をいい、学習塾、通信教育及び家庭教師等に係るものを除く。）に必要な次の経費 ・負担金 （月謝、大会出場費等） ・消耗品費、備品購入費 （ユニフォーム等習い事に必要な用具に係るものに限る。） ・役務費（損害保険）	入所児童等 1人あたり 月額8千円	入所児童ごとに総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額と補助対象経費の実支出額と基準額に補助対象事業を実施する月数（1月未満の端数がある場合は、これを切り捨てた数）を乗じて得た額とを比較して最も小さい額（当該額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）を算定し、これらを合算して得た額